

## 滋賀県事業継続支援金について

### 1. 給付対象者について

Q1 滋賀県事業継続支援金（以下、支援金）の対象となる事業者について教えてください。

A1 県内に事務所または事業所を有する中小企業者および個人事業主で、下記のアまたはイの要件に当てはまる方が対象になります。

【要件】

- ア 国の「月次支援金」の給付決定（2021年の4月から6月のいずれかの月分）を受けている者。
- イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の4月から6月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している者。

Q2 中小企業基本法上に規定される中小企業ではないが、支援金の対象となるか？

A2 A1に該当する法人であれば、協同組合、NPO法人、社団法人、財団法人、農事組合法人、社会福祉法人等も対象になります。  
※宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は給付対象事業者には該当しません。

Q3 国の「月次支援金」を受け取っているが、支援金の対象となるか。

A3 国の月次支援金との併給は可能です。対象は、今年（2021年）の4月から6月のいずれかの月分の月次支援金の受給者となります。なお、申請にあたっては、添付書類を省略できますので、詳しくは、Q17およびQ18をご覧ください。

Q4 県の支援金は、国の月次支援金とどう違うのか。

A4 国の月次支援金は、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う時短営業や外出自粛等の影響を直接・間接に受ける事業者のみ対象となつていますが、県の支援金は、緊急事態措置等に限らず新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、売上が50%以上減少した事業者を対象とするものです。

（国）月次支援金 HP：

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

Q5 2021年の4月に開業したが、支援金の対象となるか。

A5 2021年の3月までに開業している事業者等が対象となりますので、今年4月以降に開業された方は対象となりません。

Q6 本社が県外にあり、滋賀に事務所を設けているが、支援金を申請することは可能か。

A6 本社が滋賀県以外にあっても、県内に事務所または事業所があれば対象となります。

Q7 県の新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】を受給した、もしくは経営力強化支援事業【通常枠】を受給予定だが、支援金を申請することは可能か。

A7 支援金は、経営力強化支援事業【緊急枠】もしくは経営力強化支援事業【通常枠】を受給していても、申請することが可能です。また、他の支援金制度とも併用して申請が可能です。

Q8 飲食業、旅行業、観光業以外の業種でも、支援金の対象となるか。

A8 支援金は、業種の条件はございません。売上減少要件を満たす、県内に事務所または事業所を有する中小企業者および個人事業主の方であれば、対象となります。

Q9 売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものとは、具体的にどのようなものを指すのか？

A9 例えば、近隣府県での緊急事態宣言等の対象措置により取引先が休業や時短営業したことによる売上の減少、コロナ禍に伴う外出自粛の影響による観光客や来店客の減少、対面で商品・サービスを提供する営業活動が制約を受けたことによる売上の減少等が挙げられます。

なお、売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とは無関係の自己都合の休業やコロナ禍以前より売上が少額であり業として事業を行っていないと判断される場合には対象にはなりません。

Q10 昨年（2020年4、5、6月）の売上は、すでに新型コロナウイルスの影響が出ていて、例年より少ない状況であった。このため、今年（2021年4、5、6月）の売上と比較すると前年同月比で50%以上減少しないが、給付対象とならないのか。

A10 2020年の4月から6月の売上が既に新型コロナウイルスの影響を受けていた場合は、2019年の4月から6月のいずれかの月の売上と比較して50%以上減少している場合であれば、給付対象となります。

Q11 2021年4月の売上が2019年4月に比べて50%以上減少したが、2021年7月には2019年7月と同程度まで回復した。支援金を申請することは可能か。

A11 今年の7月の売上が回復している場合でも、4月から6月のいずれかの月の売上が新型コロナウイルスの影響を受け、2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少していれば、対象となります。

Q12 2020年4、5、6月の売上が2019年同月に比べて50%以上減少した。しかし2021年は4、5、6月すべてが2019年と同程度まで回復した。支援金を申請することは可能か。

A12 2021年4、5、6月の売上が回復している場合は対象となりません。

Q13 2021年5月に廃業(倒産)した。支援金の対象となるか。

A13 支援金は、事業を続けていただくことを支援するためのものですので、既に廃業や倒産された場合や事業を継続する意思がない場合は対象となりません。

Q14 複数店舗を経営している。全店舗での合計売上は50%以上の減少にはなっていないが、一部店舗の売上が50%以上の減となる場合は、支援金の対象となるか。

A14 支援金は、店舗・事業所単位でなく、事業者単位で給付します。そのため、特定の店舗・事業所のみで月間売上が50%以上減少したとしても、他の店舗を含めた事業者全体の売上が、50%以上減少していない場合には、対象とはなりません。

## 2. 申請について

Q15 申請の受付期間はいつか。

A15 現在、令和3年8月上旬から令和3年9月下旬を予定していますが、詳細な期間が決まりましたら、お知らせします。

Q16 どのように申請すればよいのか。

A16 オンライン申請を予定しています。なお、オンライン申請できない事業者は、郵送での申請も受け付けます。申請方法等の詳細が決まりましたらお知らせします。

**Q17 申請書類は何を用意すればよいか。**

A17 申請に必要な添付書類は下記の通りです。

※他に給付申請兼請求書が必要です。

ア【国の「月次支援金」を受給した県内中小企業等のみなさま】

- (1)国から「月次支援金（2021年4月から6月のいずれかの月分）」を受給されたことを示すもの
- (2)履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）の写し（代表者のもの）【例】運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード等
- (3)誓約書（法人の場合は役員名簿を含む）
- (4)口座振込依頼書

イ【ア以外のみなさま】

- (1)営業活動を証する書類  
【例】定款、登記簿謄本、確定申告書（個人事業主の場合）、開業届等
- (2)履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）の写し（代表者のもの）【例】運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード等
- (3)收受日付印の付いた2019年・2020年の確定申告書類の控え
- (4)2021年対象月とその前年または前々年同月の売上台帳等の写し
- (5)誓約書（法人の場合は役員名簿を含む）
- (6)口座振込依頼書
- (7)新規開業事業者特例計算書（令和2年6月2日から令和3年3月31日までに開業した事業者のみ）

**Q18 国の「月次支援金」を受け取っているが、申請に当たって省略できる書類はあるのか。**

A18 重複して受給することも可能です。月次支援金受給者は、国から「月次支援金（2021年4月から6月のいずれかの月）」を受給されたことを示す書面を添付していただくことで、Q17イの(1)、(3)、(4)の書面を省略することができます。

**Q19 申請について分からないときはどこに問い合わせればよいか。**

A19 皆さまのご質問に対応するためのコールセンターを開設予定です。詳細が決まりましたら、お知らせします。

Q20 複数店舗を営している。店舗ごとの売上台帳を申請書類として提出する必要があるのか。

A20 支援金は、店舗単位・事業所単位でなく、事業者単位で給付しますので、事業者単位で取りまとめた売上台帳が必要となります。

Q21 確定申告をしていない場合、申請はできるか。

A21 確定申告義務がない場合は、住民税の申告書類の控えを確定申告書に替えて、申請することができます。

### 3. 給付について

Q22 給付はいつからか。

A22 8月下旬から順次、給付を予定しています。

Q23 給付される金額はいくらか。

A23 給付される金額は下記の通りです。

中小企業等の法人 :20 万円

個人事業主 :10 万円

Q24 支援金は月ごとに給付されるのか。

A24 支援金は月ごとではなく、1 回限りの給付となります。

Q25 2019 年と比べ 2021 年の4、5、6月すべてで 50%以上売上が減少した。支援金を3度受給することは可能か。

A25 4月から6月のすべての月で 50%以上減少していても、支援金は1 回限りの給付となります。

### 4. その他

Q26 支援金は使い道が定められているか。

A26 支援金の使途は定めておりません。

Q27 支援金を誤って受給した場合、どのようにすればよいか。

A27 給付要件を満たしていないにも関わらず支援金を受給した場合には、速やかに返還を行っていただきます。

Q28 支援金の他に滋賀県において支援策はあるか。

A28 滋賀県の主な支援策としては、県内中小企業等を対象として、新型コロナウイルス感染症収束後も見据えた事業者による新たな取組に必要な経費を支援する新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】があります。

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】

○対象者：

滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等のみなさま

※新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】に申請された場合、別の取組内容であっても【通常枠】へは申請いただけません。

○受付期間：

(1)オンライン申請：令和3年6月21日(月)～8月31日(火)

(2)郵 送 申 請：令和3年6月21日(月)～8月24日(火) ※消印有効

○対象事業：(令和3年6月1日(火)から12月31日(金)までの取組が対象)  
新型コロナウイルス感染症収束後も見据えた事業者による新たな取組に必要な経費

(例)

- ・新たな販路開拓に関する事業
- ・人材育成・確保に関する事業
- ・働き方改革・職場環境改善(テレワーク)に関する事業
- ・デジタルトランスフォーメーション(DX)に関する事業
- ・CO<sub>2</sub>ネットゼロに関する事業
- ・対面での感染症対策に関する事業

※上記複数事業の組み合わせも可能です。

○補助額：

上限額 50 万円 (下限額 10 万円)

○補助率：

2/3 以内 (ただし、2021 年 5 月、6 月、7 月のいずれかの月の売上が 2019 年または 2020 年同月比 50%以上減少している事業者は、3/4 以内)

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口を設置しています。

県だけではなく、国、市町の支援策のご案内を含め、県民や事業者のみなさまのご相談に行政書士が対応します。

お困りごとがあれば、何でもご相談ください。(相談無料)

**電話番号:077-525-5670(コロナゼロ)**

開設時間:9時から17時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

滋賀県 HP

お困りのみなさまを支援する様々な制度のご案内

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/311727.html>